

人口問題研究

第一卷 第九號

研究

婚姻統計概説

岡崎 文規

一、婚姻の研究の重要性

現代に於て一般に見られる如き一夫一婦制の婚姻は、社會共同生活體の最小單位としての家族を永續させ、また發展せしむる目的の下になされる男女二人格の結合であると見ることが出来る。婚姻は、その當事者にとつてはもちろんのこと、社會にとつても重大なる意義を有つてゐる。婚姻の社會的意義は多くの觀點から問題になるであらうが、いま、婚姻と人口との關係について見るに、婚姻率と出生率とは必ずしも常に平行關係を保つものとは限つてゐないけれども、婚姻は一社會に於ける出生力と極めて密接なる關係あることは明らかである。普通、出生の事實は現に配偶關係を持続してゐる夫婦に専ら期待しなければならぬのであるが、夫婦の妊孕力は婚姻持續期間の経過に伴つて低下すると共に、離婚又は死別によつて解消

婚姻統計概説

する夫婦の一定數を考慮に入れるならば、斯くの如くにして失はれ行く出生力は新たに婚姻する夫婦の出生力によつて補充されなければならない。婚姻こそは實に出生力を保持する唯一の源泉であつて、他の條件にして同一であるならば、婚姻率が持続的に低下する場合、これに對應して出生率も亦低下せざるを得ない。また假りに婚姻率そのものは不變的であつても、婚姻年齢が上昇の傾向を辿る場合には、妊孕可能期間はそれだけ短縮されることになるから、従つて出生率も低下することになるであらう。言ふ迄もなく、婚姻及び婚姻年齢は、個人の社會的・經濟的或は心理的動機によつて、それと、任意的に決定されるものであるが、人口に及ぼす社會的影響は頗る重大であるから、人口問題に關心する者は、婚姻率の推移並に婚姻年齢の變動に對しても絶えず細心の注意を拂ひ、必要に應じて、適正なる對策を攻究しなければならぬ。婚姻及び婚姻年齢は個人の自由意志によつて決定せられるものであると斷ずる場合、政策的に之を左右する餘地は有り得ないではないかと言ふ異見が出るかも知れない。なるほど、如何に強力なる政策をもつてしても、直接的に個人の自由意志を支配することは不可能であるが、實は婚姻及び婚姻年齢を決定する個人の自由意志なるものも一定の社會状態と全然無關係に存在し得るものではない。例へば好況期に婚姻率は上昇し、之と反對に戰時に於て婚姻率の低下する事實は、社會状態の變化が、各個の個人にとつては依然として存在してゐる筈の自

由意志を社會的に支配する作用あることを物語つてゐる。一定の社會状態が持續する場合、婚姻率が略ぼ恒同的であり、また社會状態が變化する場合、それに應じて婚姻率も變化することは、婚姻に對する個人の自由意志はそれ／＼の社會状態と密接なる關聯ある證左でなければならぬ。個々の婚姻は一應個人の自由意志によつて決定せられるものと見なければならぬが、しかし婚姻率が低下の傾向を示す場合には、社會状態の變化が各個の個人の婚姻癖を平均的に弱める作用をなしてゐるに違ひない。従つてその社會状態を修正し得る如き何等かの對策は、個人の自由意志を直接的に左右し得ないとしても、婚姻癖を強めることによつて婚姻率の低下傾向を阻止することは可能である。婚姻政策そのものは固より經濟界の不況を轉じて好況を招來する如き任務に耐へ得るものではないが、しかし婚姻適齡者の經濟的地位が一般に婚姻を躊躇せしむるが如き状態に置かれてある場合、婚姻を助成する各種の經濟的方策を講ずることが出来るであらう。

二、婚姻の研究方法

婚姻の研究は、それ自體に於て學問的價值あるばかりではなく、更に政策的目的から言つても重要な意義を有つてゐる。蓋し婚姻政策を樹立し、その實績を測定するには、婚姻に關し信頼するに足る基本資料が提供されなければならぬからである。

婚姻の研究に當つて、先づ第一に問題になる點は、婚姻の本質は之を如何にして捉へるかと言ふことである。もし人類社會に於ける婚姻が純然たる自然現象であるならば、その本質を明らかにすることは極めて簡單である。自然現象に在つては、精密なる個別觀察によつて、その本質を明らかにす

ることが出来る。例へば水の本質は之を化學的に分析することによつて明らかにすることが出来るのであつて、その結果はいづれの水についても當嵌まるのである。また地球から太陽への距離は、觀測器及び觀測者の眼が絶対に精確であるならば、たゞ一面の觀測で確定し得る筈である。然るにその觀測を幾回も繰返すのは觀測誤差を修正する必要があるからである。要するに各個の自然現象には殆んど全く歴史的發展性がなく、典型的であるために、その本質は精密なる個別觀察によつて之を明らかにすることが出来るのである。

之に反して人類の思ひ思ひの行動及び行動の結果を社會現象と名付けるならば、この社會現象は、同一種類に屬してゐると看做されるものであつても、それ／＼の個性を有ち、従つて非典型的である。何故かならば、人類は感情及び理性を有つてゐる自然物にして、しかも動機に従つて行動し、そしてその行動に對して責任を負ふ所の個性を有つてゐるからである。そして婚姻は確かに一種の社會現象である。婚姻は、陽春四月に會つて自然に開き咲く櫻の花とはその趣を全く異になし、生理的條件のみによつて支配されるものではないのであつて、複雑なる社會環境の下で、自己の行動及び行動の結果に對して責任を負ふ個人の自由意志によつて行はれるものである。従つて婚姻の季節、婚姻年齢或は夫妻の婚姻年齢の組合せ等について見るも、それは常に非典型的である。社會現象としての婚姻は、斯くの如く非典型的のものであるから、自然現象の場合に於けるが如く、個別觀察によつてその本質を明らかにすることは出来ない。例へばある一個人の婚姻年齢を個別觀察しても、それはその個人に特有なる婚姻年齢に過ぎないのであつて、人類社會に於ける婚姻年齢の本質を代表してゐるものと見

ることは出来ない。各個の個人について婚姻年齢を個別的に観察すれば、ある者は極めて早婚であり、ある者は極めて晩婚であり、またある者は獨身で終るであらう。これ等それらの婚姻年齢は、人類社會に於ける婚姻年齢のあり得べき状態即ちその典型を代表するに足らぬものであることは明白である。⁽⁴⁾ 個々の婚姻年齢は、多種多様の個人的事情、條件及び状態等によつて、恒同的原因に特殊的・偶然的原因の加はつてゐる原因複合に基いて個別的に決定されるものであるから、特殊的・偶然的のものに過ぎない。

婚姻現象に限らず凡ての社會現象には、恒同的原因の他に偶然的原因が複合作用してゐるから、個別観察では、その多様性を追求するに止まり、その本質を捉へることは出来ないのである。そこで原因複合の中から、偶然的要素を除去して、恒同的要素を抽出する研究方法が必要であつて、この

要望に應へ得る唯一の研究方法は即ち統計的観察である。統計的観察は、個別観察とは異なつてゐて、同一種類に屬してゐる社會現象の大量観察である。大量観察の理論的根據をなすものは、言ふ迄もなく、大數法則である。こゝでは、この大數法則に關する教科書的な説明をなすことを差控へるが、大量観察によつて偶然的原因の作用する部分が互に相殺され、社會現象の有り得べき状態即ちその典型を見出し得ることは、大數法則の理論が確立される以前に於て、既に明敏なる研究者によつて洞察されてゐる。

例へば Süsmich は、一七四一年に、「少數では凡てのものには不秩序に行はれるやうに見える。…蔽はれてゐる秩序の規律を見出さんとするには、先づ第一に各個の事例を多數に集め、そして數年に亘り且つ全地域に亘つて観察しなければならぬ。」と述べ、各種の人口現象と共に、大量觀察法

によつて婚姻の統計的研究を試みてゐる。これは婚姻の統計的研究として最も古きもの一つであると信ぜられる。周知の如く、統計的研究は人口統計の領域に於て最も早く發達した關係上、社會現象としての婚姻に關しても幾多の統計的研究が遂げられ來たつたのである。

婚姻は明らかに社會現象であるから、その本質を究明するには、大量觀察法によらなければならないが、婚姻の形式は歴史的に發展し、また地域的に異なつてゐる關係上、その特質も亦問題になるのであつて、かゝる婚姻の形式の特殊性を研究するのは歴史學の範圍に屬してゐる、また婚姻は常に社會制度或は社會慣習として現はれるものであるから、法律學の範圍に於ても研究されることを附言して置き度い。

三、婚姻の統計的常例の性質

大量觀察法によつて確め得た婚姻の本質を、いま、婚姻の統計的常例と名付けることにするが、その性質については、從來、多くの學者によつて議論せられ、異なる意見の對立が見られるのである。以下、婚姻の統計的常例の性質に關する各種の見解を叙述し、若干の批判を試みることとす。

婚姻の統計的常例の性質に關する Süsmich の神學的説明は姑く問題外として、近世統計學の建設者たる Quetelet の見解を先づ第一に取上げることとしよう。Quetelet は多くの論著の中で婚姻の統計的常例の性質について論じてゐるが、一八六九年に公刊せる著書 *Physique sociale, ou Essai sur le développement des facultés de l'homme* 中、第二卷第四章第三節「婚姻」の項について、彼の意見を窺ふのが最も適切であらうと思ふ。その理由は一八三六年及び一八四二年に著書 *Sur L'homme et le*

développement de ses facultés, ou essai de physique sociale を公刊して以來、この婚姻統計にも新材料を加へ、推敲を重ねたる後には出來上つたものが一八六九年に公刊せる著書であるからである。しかしこれよりも前即ち一八六七年に、Drobisch が其著 Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit の中、この問題に關する Quetelet の意見を反駁するために引用してゐるのは、一八四八年に彼の發表せる論文 Sur la statistique morale etc. Mémoires de l'Académie de Belgique T. XXI. の中、さき Drobisch のこの著書の内容についても考へて見度と思ふから、Quetelet の該論文も併せて問題にする必要がある。しかしこの原文は手元にならぬから、Drobisch の右の著書に引用せられてゐる所によつて、その概要を窺ふ他はなし。

Drobisch によれば、Quetelet は右の論文で次の如くに叙述してゐる。即ち一八四〇年より一八四五年に至る五年間に、ベルギーの諸都市に於ける二十五歳乃至三十歳の男子婚姻者数は平均二六五二であつて、いづれの年に於ける婚姻數も、この平均婚姻數と殆んど變動がない、そして當時、二十五歳乃至三十歳の男子人口は約三〇、〇〇〇であるから、婚姻蓋然率は $\frac{2652}{30000} = 0.0884$ である。同様の方法で三十歳乃至三十五歳の男子婚姻蓋然率は $\frac{1554}{16708} = 0.0930$ である。そしてこの二個の婚姻蓋然率の比は一九對二〇であつて、三十歳乃至三十五歳の男子の婚姻蓋然率の方が稍大きいのである。Quetelet は、この婚姻蓋然率をもつてそれ／＼の年齢階級に於ける婚姻癖を示すものであると言ひ、またこの婚姻癖を質的のものとの外見的なもの (tendance an mariage réelle et apparente) とを區別し、各種の事情がこの質的婚姻癖の實現に好都合に作用することもある

れば、また不都合に作用することもあるに違ひないが、しかし大量の婚姻現象を観察して、そこに一定の恒同性を發見し得る場合、彼の諸事情は偶然的原因と看做され、そしてかゝる偶然的原因の作用は相互に相殺され、従つて全體として見る時には、全く無影響のものとなり、結局、質的婚姻癖と外見的婚姻癖とは合致するものであると言ふのである。

Quetelet は、前の論文ではベルギーの諸都市に於ける五年間の婚姻統計を基礎にして議論を進めてゐるが、Physique sociale では、觀察範圍も觀察期間も擴大して、歐洲の主要なる諸國に於ける約十年間の婚姻統計を基礎にして議論してゐる。Quetelet は、先づ第一は各國に於ける年々の婚姻率はその平均婚姻率と比較して極く僅かな差異があるばかりではなく、また各國の婚姻率をその平均婚姻率と比較しても、各個の國民間に認め得べき偶然的原因に基く僅少な差等を度外視すれば、殆んど變化がない⁽⁷⁾と言ふのである。更に Quetelet は、婚姻率の殆んど變動なきことは實に驚ろくべきことであるが、それ以上に、長き期間に亙る觀察の結果、人間の最も自由なる行動の一つであつて、一見、必然的に最も變動の激しかるべく思はれる婚姻當事者の年齢並に婚姻の季節についても、意外に大なる恒同性が發見せられるのであつて、之は驚ろくべき事實であると言つてゐる⁽⁸⁾。また彼は、かゝる意見を基礎付けるために、幾多の統計的事實を擧げ、觀察數が増加するに伴れて、個人的・道徳的特性は次第に消滅し、そして社會の存續及び維持が據つてもつて立つてゐる一般的事實を益々明らかにすることが出來ると言ひ、更にまた同一結果の反覆されるのは原因の恒同性によるものであると言へ、時の推移によつて社會狀態が變化し、婚姻に作用する狀態も變代し得るものである、しかし現に六十歳以上の婦人と

婚姻する三十歳未満の男子は、疑ひもなく、天命や盲目的熱情に駆られてこの婚姻を執行するのではなく、理性的に十分の熟慮をなし、また完全に自由意志を働かせ得る地位にあり乍ら、吾々が國庫に納める租税よりもより規則的に、かゝる種類の婚姻に對しても租税を納めてゐる、人間は萬物の靈長であると自負し、自由意志に従つて行動してゐると信じながら、知らず識らず、自然の如何なるものよりも強く法則にしばられてゐると主張してゐるのである。

要するに Quetelet の見解によれば、婚姻の統計的常例は、偶然的原因による僅かな變動を不問に附するならば、時間的にも場所的にも、更にまた事物的にも常に恒同的であつて、この統計的常例が變化する場合があるとしても、それは社會狀態の變化に原因するものであつて、個人の自由意志はこの統計的常例に對して殆んど全く無力であると言ふのである。後段に於て説明する如く、Drobisch は既に早く Quetelet の見解に對して反對の意見を發表してゐたのであるが、この反對意見に耳を傾ける機會がなかつた爲めか、或は之を全く無視した爲めか、つづれにしても Drobisch の反對論に一言も觸れることをせずして、Quetelet は自己の所信を率直に主張したのであつた。

Quetelet の見解に對する多くの賛成者の中で特に有名な學者は Wagner である。一八六四年に公刊せる著書 *Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen* の第一部第三節に於て Wagner は婚姻の統計的常例の性質をいふに、Quetelet と殆んど同一の見解を述べてゐるからその概要を摘記しよう。

凡ゆる社會現象の中で、婚姻現象ほど人間の意欲と偶然性とに支配され

るものはなからうと考へる傾向があるが、それにも拘らず、この婚姻現象に於ても全く特殊な統計的常例があり、それは全く偶然性とか個人的影響とかによるものではなくして、一般的原因に依據してゐるものである。一社會に於ける年々の婚姻總數に於て、婚姻當事者の自分關係に於て、婚姻年齢に於て、夫婦の年齢組合せに於て、或はその他の多くの點に於て、恒同的均一性あることを發見する。婚姻總數は、大多數の國に於て、死亡總數の如く、年々、動搖するものではない。長期間に互つて觀察しても、多くの國に於ては、その期間内の平均婚姻數を各年次に於ける極大及び極小の婚姻數との差異は、死亡數の場合の如く大ではないと Wagner は述べて、歐洲諸國に於ける多くの婚姻統計觀察に基き、自説に對する實證的根據を與へたのである。そして最後に彼は次の如く結論してゐる。即ち一見最も偶然的にして、他面、最大の熟慮の後、自由意志によつて決行せるかに考へられる婚姻に於ても、大量觀察の結果、そこに恒同性が嚴然として存在してゐる。婚姻當事者は、自由意志に従つて婚姻すると信じてゐるにも拘らず、結局「宿命」に支配せられ、或は法則に束縛せられ、この法則の實現に役立つ構成員に過ぎないと言ふのである。

Quetelet の見解に對して、自由意志辯護論者の間から猛烈な反駁意見が現はれ、その代表者の一人として Drobisch を擧げることが出来る。Drobisch は、一八六七年に公刊せる著書 *Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit* に於て、Quetelet の *Sur la statistique morale* etc. 中で取扱はれてゐる婚姻の統計的常例の性質に關する問題を取上げて次の如く反駁したのである。即ち Quetelet は、既に叙説せる如く、大量觀察の結果によれば、實有的婚姻癖と外見的婚姻癖とは合致する

ものであつて、各年齢階級に於ける婚姻蓋然率は各年齢階級に於ける婚姻癖の態度を示すものであると言つたが、Drobischは先づこの點を反撃して、二十五歳乃至三十歳の若き男子に於ける婚姻蓋然率が一割以下である場合、これがその婚姻癖の態度を示すものであるとは信ぜられないのであつて、かゝる若き年齢階級に於ける實際の婚姻癖はもつと大なるものであるに違ひない。婚姻蓋然率は只だ單にどれだけの程度で婚姻癖が實現するものであるかを示してゐるものに過ぎないと述べ、また婚姻に好都合に作用する事情と不都合に作用する事情とは成立せる婚姻に於て相互に相殺されるものではなくして、婚姻を遂げたる者にはいづれも好都合の事情が作用して居り、婚姻癖を有しながら、婚姻し得ざる者にはいづれも不都合な事情が作用し、兩者共に個人に取つては偶然的原因であると述べてゐる。⁽¹³⁾

Drobischは、第二は、婚姻數が、年々、略ぼ同數であるのは、一部分、自然的狀態に、大部分、相當に長期間に互つて變動せざる社會狀態に歸すべきものであると述べ、歐洲諸國の婚姻統計に基いて次の如く説明してゐる。即ち女子に比較して成熟期が遅く、成熟期に達して後に婚姻に關心を有つ男子は一般に自分よりも若き女子を選択することは十分に理解し得るところであり、また之が普通である。また女子は成熟期に達すれば婚姻能力あるに拘らず、その平均婚姻年齢が豫想外に高いが、これは男子の平均婚姻年齢との關聯に於て定まるからであると言ひ、第三に、歐洲諸國の婚姻率を比較して、婚姻率は場所的に大なる差異あることを指摘し、自然的婚姻癖の實現は文化程度、國民的慣習、法律制度等によつて著しく左右せられるものであるから、婚姻に於ける「自然の家計」又は到る所で均一に作用する如き一般的法則ありと言ふは不當であると主張してゐる。⁽¹⁴⁾

Drobischは婚姻統計のみならず、犯罪統計及び自殺統計にも論及してゐる結果、その結論は道德統計一般に於ける統計的常例の性質に關するものであるが、その概要は次の如くである。

一、任意なる人間行爲に於ける道德統計の示す凡ゆる常例は運命的法則又は宿命に由來するものではなくして、安定的ではあるが、しかし變更し得る原因の產物である。

二、道德統計の示すこの常例は任意なる人間行爲のある範圍のみに交渉あるものであり、特にかゝる行爲をなし得る人々の一小部分のみに關係するものである。

三、道德統計に於て取扱はれる行爲の能力性は一部は人間の本性に、一部は個人の社會的地位に基くものである。

四、この能力性が實現されるか否か、また實現される場合の程度は行爲に對する誘因の態度及び實行の機會の程度に依存するものである。

五、統計數字の不變性は、大なる社會共同體に於て、行爲に對する誘因及び機會が、年々略ぼ均一に再發すると言ふこと並に人口數は全體として略ぼ同一であると言ふことを指示してゐる。

六、かゝる行爲に對する誘因及び機會は、相當に長期間に互つて持續する社會關係及び社會狀態に於ては、大いに安定的であるが、しかし決して不變のものではない。そしてこの誘因及び機會は異なる地域及び異なる時に於て相違あるものであるから、問題たる行爲の頻繁率は決して一般に恒同的ではなく、場所により、また時によつて差異を示すものである。

七、社會組織及びその構成は靜止的でなく、變化するものであるから、國民の知的並に道德的教養及び行爲もそれに應じて變化するものである。

八、任意なる行爲を單なる意欲の作用であると解するならば、道德統計は、かゝる行爲の實質的存在を否定し、單なる外見の任意性のみを説明するものである。そして道德統計は行爲に對する動機を見出すものである。故に動機なき意志を自由意志と考へる場合、道德統計はこの意味に於ける自由意志の存在を斷然否定するものである。

九、しかし道德統計は、人間の理性が常に人間の意志及び行爲に對してその進むべき方向を指示する力ありや否やの問題を解決するものではなく、また行爲の心理的動機に深く立ち入つて之を研究するものでもない。⁽¹⁶⁾

婚姻の統計的常例の性質に關する對立的な二つの見解を紹介したが、Queteletは、婚姻の統計的常例について、時間的、場所的及び事物的恒同性を主張するに止まらず、個人の自由意志をも否定するに至つたために、議論は頗る紛糾することとなつたのである。

Queteletが、婚姻の統計的常例は時間的にも、場所的にも、また事物的にも恒同性あることを主張し、この主張を基礎付けるために、各種の統計的事實を擧げたのであるが、實はかゝる主張をなすについては、その後それに相應する思想的根據をもつてゐたことを見逃してはならない。Physique sociale は Sus l'homme の改訂版とも見らるべきものであつて、Quetelet 自身が、一八七一年に公刊せる Anthropometrie ou mesure des différentes facultés de l'homme に於て告白してゐる如く、この Sur l'homme は Goethe の原型理念 (Urtypusidee) の暗示によつて書かれたと言ふことである。John⁽¹⁷⁾によれば、一八二九年八月に、Quetelet がワイマールに Goethe を訪問した際に、Goethe は彼の植物形態學に於ける原型理念を説明したに違ひないと言ふのである。と言ふのは、その際、

數多き著作の中から特に一八二〇年に公刊せる Zur Naturwissenschaft überhaupt, besonders zur Morphologie を贈り、しかも "Zur geneigtem Andenken des 28. August 1829 — Der höchst erfreulichen Unterhaltungen nicht zu vergessen" と自署してゐるほどである。その會談の中心は恐らく Goethe の原型理念にあつたと想像することが出来る。また John の説明に従へば、時に芽となり、時に莖となり、また時に花となる植物の具體的、個別的多様性は歸するところ一元に發してゐると言ふ Goethe の原型理念と Quetelet の平均値の概念とは合致するものであつて、Goethe に於ける典型は Quetelet に於ける平均人である。また Goethe に於ける典型は普遍的法則である如く、Quetelet に於ける偶然原因の法則も亦普遍的法則である。かゝる思想的根據に立脚する以上、Quetelet は、凡ゆる統計的研究の結果について、統計的常例の恒同性を主張したことを正に當然のこととしなければならぬ。Quetelet は自然的及び社會的狀態の變化に伴れて婚姻の統計的常例の變化することを認め得るが、これは、彼に在つては、婚姻に於ける典型よりの一發展又は一變態に過ぎないのであつて、その窮極目的は依然として婚姻の統計的常例に恒同性あることを信じてゐたに違ひない。ただ彼が取扱へる觀察材料は、時間的にも場所的にも狭き範圍に限られてゐるから、かゝる乏しき觀察材料に基いて婚姻の統計的常例の恒同性を主張することは稍々大膽であると同時に結論を求めるに餘り急であるとの感を懐かしむるのである。Drobisch は、婚姻の統計的常例には相對的恒同性あるに過ぎないことを主張したが、何人も婚姻に關する個々の統計的研究の結果に基いて議論を進めるならば、恐らくこれと同一の結論に到達するであらう。現在の研究方法

をもつてしては、婚姻の統計的常例の相對的恒同性を實證し得るに過ぎないと言ふことは、その統計的常例の絕對的恒同性を完全に否定し去る根據たり得るものではない。婚姻統計研究の最終目的として、典型理念に指導せられつゝ、個別的に研められたる婚姻の統計的常例中より普遍に適應すべき一般的恒同性を抽出し來たることは最も望ましいに違ひない。ただ婚姻は錯雜せる各種の原因複合に作用せられてゐるから、かゝる最終目的に到達することは頗る困難であつて、現在の研究方法をもつてしては尙この

階段に到達してゐないのである。Mayrは、時間的及び場所的關係に於ける社會現象の統計的研究が重要な意味を有つてゐることを指摘すると共に、時處を超越せる統計的平均値は近世統計學の出發點であると言つてゐる。統計的研究の最終目的は斯くの如きものでなければならぬと思はれるが、現在の研究方法では、かゝる最終目的に研究の歩を進めることは全く、或は當分の間斷念しなければならぬのであつて、今日可能なる研究としては、狭く限られたる觀察範圍内に於て時間的及び場所的に相對的性質を帯びてゐる統計的常例の發見に努力してゐる状態である。従つてその後に於ける幾多の婚姻統計研究も、殆んど凡ての場合、婚姻に於ける統計的常例の相對的安定性並にこの統計的常例の變化に關聯せる因果態の洞察に向ひつゝあるのであつて、Zizekは、社會統計の領域に於ては、この安定性の一般的法則を發見することは出來ないと言つてゐる。統計的研究は今なほこの程度の發達階段に達してゐるに過ぎないし、Quetelet自身の實證的研究の結果も統計的常例の絕對的恒同性を主張には不十分のものであるから、現實の問題としては、Drobischの反駁意見を承認する外はな

からうと思はれる。しかし統計的研究方法が更に一般の發達を遂げた曉に

は、Queteletの見解にも動かすべからざる真理あることが實證されるかも知れない。

尙、DrobischはQueteletの見解を誤解してゐる點があると思はれるので、そのことを書き添へて置き度い。即ちDrobischは婚姻癡に關するQueteletの見解に反對して、婚姻蓋然率によつて婚姻癡を測定し得ないと言つてゐるが、これは社會的婚姻癡と自然的婚姻希望とを混同せるものである。もし婚姻蓋然率を自然的婚姻希望の烈度と解する場合には、Drobischの言へる如く、若き年齢階級に於ける婚姻蓋然率が餘りにも小さいのに驚ろかなければならないが、Queteletは婚姻蓋然率をもつて婚姻の諸障礙に打ち勝てる度合を示すものと解し、之を婚姻癡と稱して、各年齢階級に於ける婚姻癡の差異を比較研究したものと見るべきであらう。

次に統計的常例と個人の自由意志との關係に關する問題であるが、Queteletは、既に述べた如く、婚姻當事者が自由意志に従つて婚姻を執行してゐると信じてゐるにも拘らず、大量觀察の結果、常に恒同的なる統計的常例を發見し得る爲めに、この統計的常例の前には個人の自由意志は全く無力であると主張したのであつた。しかしかゝる主張は倫理學及び心理學の基本原理と衝突すると言ふ理由から、自由意志の辯護者達の間から猛烈なる反對論が起つて來たのである。既に説明せる如く、Drobischは個人の自由意志の存在を主張し、しかも婚姻の統計的常例が比較的に安定であるのは、自由意志によつて決行せられる個人の行爲がある動機によつて誘導せられるものであつて、そして個人の行動に對する動機は、社會共同體に於ては、年々、略ぼ均一に現はれることに原因してゐると言つたのである。Drobischは、個人倫理觀に基く動機説を取つたのであるが、Quetelet

(11) Ingen は、社會倫理觀に基く動機説から、統計的常例と自由意志との關係を論じ、自由意志の存在を主張してゐる。また Rümelin⁽¹²⁾ も、統計的常例殊に純粹の社會法則は個人の自由意志を拘束する力なきことを強調し、もし統計が、次年度に於ける私の死亡危険は四十九中一の蓋然率をもつてゐると言ふならば、私は之を肯定しなければならぬが、私の犯罪危険が四十九中一の蓋然率をもつてゐると言ふに於ては、私は斷然之に反對する」と述べてゐる。

個々の社會現象を大量觀察することによつて、一つの統計的常例を發見することが出来るが、個々の社會現象は各個の個人の自由意志によつて決行されたる具體的事實であるに反して、統計的常例は抽象概念に過ぎない。かゝる抽象概念は、具體的な個々の社會現象を生起せしめてゐる原因複合の中から、偶然的諸原因を除去して、恒同的原因のみを抽出し、この恒同的原因によつて生起すべき、有り得べき社會現象の状態を示してゐるに過ぎない。故にかゝる抽象概念である統計的常例は具體的な個々の社會現象に對して何等の拘束力をも有たないことは當然である。またこの統計的常例に恒同性あるは、同一社會状態の下では、同一行為を誘發する動機が安定的であることに原因してゐて、個人に自由意志ありや否やは全く別個の問題に屬してゐる。従つて社會状態が變化し、各人の意志決定の誘因たる動機が變化すれば、統計的常例も變動するものである。

要するに婚姻の統計的常例に相對的恒同性あるは、個人の自由意志とは無關係に、同一社會状態の下に於ては、その行為を誘發する社會的動機も亦相對的安定性を有つてゐるからであり、またこの動機は、異なる社會状態或は社會状態の變化に伴つて變化するものであるから、婚姻の統計的常

例は相對的にして、且つ歴史的であり、決して自然法則と同一視すべきものではない。Wagner は、婚姻の統計的常例をもつて自然法則視し得べき一論據として、連年に互る婚姻率が死亡率よりも安定であることを擧げてゐるが、この議論は必らずしも正當ではない。死亡率は、多くの場合、婚姻率よりも大なる變動を示してゐることは事實であるが、しかし死亡率は、普通に考へられてゐる如く、ただ單に自然的原因によつてのみ支配せられるものではなく、一社會に於ける經濟状態或は衛生施設等の變化に最も強く支配せられるものであるに反して、他方、婚姻率は經濟状態の變動のみによつて、死亡率の如く大なる影響を受けるものではない。即ち死亡率は經濟状態の變動に應じて敏感に動搖するが、婚姻率は、固より經濟状態の變動によつて影響は受けるも、しかしその影響をある程度まで阻止するより、強き力として、經濟的動機以外の動機、例へば婚姻に關する社會的習慣の如きものがある爲めに、普通、死亡率よりは大なる安定性を有つてゐるのである。

四、婚姻調査の困難性

社會現象としての婚姻を大量觀察するには、婚姻に關する正確なる統計資料を必要とするのであるが、この婚姻を如何にして調査するかは決して容易な問題ではない。婚姻調査に於て先づ第一に問題になるのは婚姻の概念の決定であるが、この婚姻の概念は決して一義的ではない。

婚姻の起源及び婚姻形式の發展に關する婚姻史家の諸學説については、こゝで紹介する餘裕はないのであつて、婚姻を第一に規定せられたる性的關係であり、同時に一つの經濟的制度である(13)と考へるならば、現代に於て

一般に見られる一夫一婦制の婚姻は、社會共同體の最小單位としての家族を永續せしめ、發展せしむる目的の下になされる男女二人格の結合であると見ることが出来るであらう。尤も婚姻は、その形式の如何を問はず、人類社會に特有の現象であり、社會的存在たり得る爲めには、社會の慣習又は法律の要求する條件に従つて社會的承認を得なければならぬ。法律婚主義に従へば、我が國の民法に於ても見られる如く、婚姻の成立には、法律上の實質的要件と形式的要件とが備はつてゐることを必要とするであらうが、しかし婚姻そのものは、元來、人の性情に基いて自生した法律以前のからの習俗的な關係であるから、現代に在つても、社會の慣習によつて承認されてゐる謂ゆる内縁關係も亦、法律によつて創造される法律婚と共に、事實上の婚姻と看做すことが出来るであらう。さりながら、重婚的關係の如きものは社會の慣習も之を事實上の婚姻と認めないことは言ふ迄もない。公序良俗に反するからである。

しかし社會の慣習が承認してゐる内縁關係には、いづれも法律上の實質的要件が備はつてゐるのであるが、形式的要件が缺けてゐるに過ぎないと見ることが出来ないであつて、寧ろ實質的要件を缺いてゐる爲めに、形式的要件の履行を阻止されてゐる場合も少くはない。内縁關係の發生原因に關する中島博士の實證的研究に従へば、事實的偶然的内縁と見るべきもの三四%、故意的選擇的内縁と見るべきもの一七%、法律的必然的内縁と見るべきもの四九%である。この中で、法律的必然的内縁關係は殆んど凡て法律上の實質的要件を缺いてゐる爲めに形式的要件の履行を阻止されてゐるものと見ることが出来るが、それにも拘らず社會の慣習は之を事實上の婚姻と認めてゐるのである。従つて法律が要求する婚姻の實質的要件

と社會の慣習が承認する事實婚又は内縁關係の條件とは必らずしも常に一致してゐるとは限らないのである。中島博士の調査の結果によれば、「法律必然的内縁と見らるべきもの」の中で、「男女双方が戸主又は相續人なるが爲めに入籍不能のもの」は全體の約六五%にも達してゐると言ふことであるが、戸主又は法定の推定家督相續人は、「家」の廢絶を防止せんとする法律によつて、家を去るべき婚姻を禁止せられてゐるから、法律上の婚姻を斷念して、現實的な婚姻生活に甘んじてゐるのである。

次に「事實的偶然的内縁と見るべきもの」及び「故意的選擇的内縁と見るべきもの」に在つては、法律上の實質的要件は備はつて居りながら、前者は無智或は怠慢によつて、後者は「子の生れるまで入籍を待つ」と言ふが如き古風な思想によつて、形式的要件の履行をなさない場合である。婚姻は、婚姻の形式的要件を履行することによつて初めて成立するのであるから、婚姻の實質的要件が備はつてゐて、しかも現實に夫婦生活を營んでゐても、形式的要件を履行しない限り、單なる内縁關係でしかない。

斯くの如く婚姻には法律上の婚姻と事實上の婚姻の二種類があるが、法律婚主義に徹して、法律上の婚姻のみを婚姻と認め、事實上の婚姻を除外せんとすることは必らずしも穩當でないと思はれる。出生届或は死亡届は出生又は死亡の事實發生後の期日になされるのであるが、婚姻届は其の届出の日が同時に婚姻成立の日であるから、締結された婚姻の實質が同一であつても、婚姻の届出があると法律上の婚姻となり、婚姻の届出がないといつまでも事實上の婚姻として残るのである。締結された婚姻の實質が同一であるものを、只だ單に婚姻届の有無のみによつて、一方を婚姻と認め、他方を婚姻に非ずとすることは餘りにも形式に捕はれ過ぎてゐると言はざる

を得ない。また男女双方が戸主又は相續人の場合には、婚姻の届出をなし得ざる立場に置かれてゐるが、現實には婚姻が締結せられてゐて、しかも社會の慣習が之を承認してゐるとすれば、之をも亦婚姻と看做しても一向差支へないであらう。現代に於ける一夫一婦制に基く婚姻を斯くの如く解釋することは、後段に於て説明する如く、婚姻に關する統計資料を編成するに當つて、極めて困難なる問題に當面することになるのであるが、法律學の立場からは兎も角として、少くとも社會學的觀點からすれば、妥當のことと考へられるのである。

既に述べた如く、婚姻を社會學的に解釋すれば、法律婚と社會的に承認されてゐる事實婚とは共に婚姻の概念中に入れなければならない。もし事實上の婚姻が成立すると同時に、その凡てが法律的手續を経て法律上の婚姻となるならば、婚姻統計は完全性と信頼性とを有つのであるが、事實、さうなつてゐないから婚姻調査には困難なる問題が伴ふのである。⁽²⁵⁾

婚姻を法律現象としてではなく、社會現象として見る場合には、たゞ單に法律上の届出を缺いてゐると言ふ理由のみによつて、事實上の婚姻を統計調査から除外することは甚だ遺憾である。尙ほ之に加へて法律上に於ける婚姻の實質的要件を備へてゐない婚姻の中には即ち公序良俗に反するものもあらうが、かゝる好ましからざる事實上の婚姻も併せ調査することが出来るならば、道徳統計の研究上、特に多大の意義があることと信ぜられるのである。故に婚姻調査的の立場から言ふならば、各年度に於て現實に成立せる一切の婚姻を調査對象となすことは最も望ましいのである。しかしづれの國に於ても未だ嘗つてかゝる種類の婚姻調査が實施せられた例はないであらう。かゝる婚姻調査は、調査費用の問題を離れて、技術上、

殆んど不可能であるからである。法律上の婚姻届をさへも怠つてゐる者に對して、婚姻の申告を期待することは困難であるばかりではなく、殊に社會道徳に反してゐると考へられるやうな婚姻は、その當事者に於て努めて之を祕密にせんとするであらうから、その申告を期待する方が寧ろ無理であらう。それ故にかゝる種類の婚姻調査は、實際上、實施し得ざる多種の障礙あるために、之を斷念する外はないのである。それにも拘らず、歐洲諸國に於て、國勢調査に際して、婚姻を調査した實例がある。⁽²⁶⁾しかしその目的は、婚姻統計を編成するためではなくして、寧ろ家族統計を編成するにあつたのである。かゝる調査方法による場合には、故意に眞實の申告をなさぬ者もあらうし、また婚姻後、長き期間を經過してゐる夫婦は、誤れる記憶に基いて、不正の申告をなす危険も少くないであらう。アメリカに於けるこの種の調査結果は不良であつたと言はれてゐる。⁽²⁷⁾更にまた國勢調査は、毎年、實施し得る性質のものではないから、次の國勢調査まで、五年又は十年間に於ける婚姻は之を省みることなく放任しなければならぬことになる。これは婚姻統計の研究家には特に耐へ難き不便であるに違ひない。それ故に婚姻統計を編成する目的に關する限り、國勢調査に於て婚姻を調査することは満足なる効果を擧げ得るものではない。

婚姻當事者をして、現實に成立する婚姻を直接に申告させることが困難であるとするれば、婚姻調査は別個の方法によつて實施しなければならぬ。もし婚姻には必ず宗教上の儀式が伴ふものであるとするならば、神社又は寺院に於て一定の様式による婚姻記録を保有せしめ、之を調査對象とすることも一つの方法である。近來、宗教的儀式によるかゝる婚姻が次第に増加しつゝあるかに見えるが、届出による法律婚に比較してその件数が遙

かに多いか、或は婚姻が凡てこの宗教的儀式による場合にはじめて、かかる調査様式は大なる効果を収めることが出来る。しかし現在のところ、かかる調査様式に多くの期待をなすことは出来難いと思ふのである。たゞ宗教的儀式と同時に成立する事實上の婚姻は、法律上の婚姻に比較すれば、遙かに現實の状況に近いと思はれる。例へば法律婚による婚姻年齢は實際の婚姻年齢を示してゐない場合が少なくないと思はれるが、この調査様式による婚姻年齢は實際の婚姻年齢に最も接近してゐるであらう。

斯くの如く考へ來たるならば、現在のところ、婚姻調査に於ては法律婚を調査することゝ満足しなればならない。既に説明せる如く、ある年度に於ける法律婚は、その數に於ても、またその構成内容に於ても、現實に成立せる事實上の婚姻とは決して一致するものではないが、それにも拘らず、現在、すべての國に於ても、婚姻調査はこの法律婚を取扱つてゐるのである。これは恐らく戸籍法の改正等によつて特別の影響を受けなう限り、事實婚に對する法律婚の割合は、略ぼ一定の割合を維持してゐると思ふ。前掲のトになされてゐるものと思はれる。

- (1) Mayo-Smith, R., *Statistics and Sociology*. p 124
- (2) Mayr, G., *Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben*. s. 16.
Kaufmann, Al., *Theorie und Methoden der Statistik*, s. 16.
- (3) Lexis, W., *Abhandlungen zur Theorie der Bevölkerungs- und Mosalstatistik*. s. 233.
- (4) Mayr, G., a. a. O., s. 14.
- (5) Süsmilch, P., *Die göttliche Ordnung in den Veränderungen*

gen des menschlichen Gesellschafts aus der Geburt, dem Tode und der Fortpflanzung desselbn erwiesen. 4. Aufl s. 64.

- (6) Mayr, G., a. a. O., s. 9. Lexis, W., a. a. O., s. 233
- (7) Quetelet, Ad., *Soziale Physik oder Abhandlungen über die Entwicklung der Fähigkeit des Menschen*, Bd. I. s. 270
- (8) Quetelet, Ad., a. a. O., s. 279.
- (9) Uneletet, Ad., a. a. O., s. 281.
- (10) Quetelet, Ad., a. a. O., s. 292.
- (11) Wagner, A., *Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen*. s. 15 ff.
- (12) Wagner, A., a. a. O., s. 20 ff.
- (13) Drobisch, W., *Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit*. s. 26 ff.
- (14) Drobisch, W., a. a. O., s. 29.
- (15) Drobisch, W., a. a. O., s. 31 ff.
- (16) Drobisch, W., a. a. O., s. 53 ff.
- (17) John, Quetelet bei Goethe (*Festgabe für Conrad*. 1898. s. 311—334)
- (18) Mayr, G., *Die Gesetzmässigkeit in Gesellschaftsleben*. s. 22 ff.
- (19) 財部博士, *道德統計概説*. *經濟論叢*第十九卷第六號 五二頁.
- (20) 拙譯, *統計的中數値論*. 四四九頁.

- (21) Öttingen, A., Die Moralstatistik in ihres Bedeutung für eine Socialethik. s. 138 ff.
- (22) Rümelin, Über den Begriff eines socialen Gesetzes.
- (23) 青山道夫氏譯. ヲエースター著 「婚姻と離婚」 七頁.
- (24) 小石壽夫氏「内縁」(家族制度全集 法律篇 婚姻 一七六頁)
- (25) 中島玉吉博士「内縁の夫婦に就て」(親族相續法改造論)
- (26) Kucynski, R., Eheschliessungen, Geburten und Sterbefälle, Die Statistik in Deutschland. Bd. I. s. 407.
- (27) Mayr, G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 2. Aufl. s. 653.
- (28) Hiess, F., Methodik der Volkszählungen. s. 231.
- (29) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. p. 120.